

研究費に係る物件の発注および業務委託の契約に関する内規

2008年3月24日

(趣旨)

第1条 本内規は、学内研究費、公的研究費、その他外部資金研究費（以下「研究費」という。）に係る物件の発注および業務委託の契約について定めるものとする。

(主管)

第2条 研究費における物件の発注および業務委託の契約の主管は、学術振興課（以下「主管課」という。）とする。

(発注)

第3条 研究者は、次の各号に定める物件の発注および業務委託の契約の手続きを行う。

- (1) 1件の契約金額が20万円未満の物件の発注および業務委託の契約の場合、研究者自ら直接発注および契約することができる。
- (2) 1件の契約金額が20万円以上100万円未満の物件の発注および業務委託の契約の場合、原則として主管課を通して発注および契約しなければならない。ただし、研究者が発注および契約にあたり2者以上の者から見積もりを取得し、主管課が当該発注および契約を適切と認める場合は、この限りでない。
- (3) 1件の契約金額が100万円以上の物件の発注および業務委託の契約の場合、主管課における3以上の者からの見積もり合わせと稟議を経て、主管課を通して発注および契約しなければならない。

(見積もり合わせ)

第4条 見積もり合わせの実施が必要な発注および契約のうち、特定の発注先および契約先のみからしか必要な発注および契約ができず見積もり合わせが不可能な場合、あらかじめ主管課に理由書を届け出て承認を得ることで、見積もり合わせに代えることができる。

(納品等・検収・研究費請求)

第5条 研究者は、発注および契約に係る研究費の請求を行う際、主管課に対して納品物品等を提示し、検収を受けなければならない。

2 主管課は、20万円以上の発注に関し、必要に応じてその納品に立ち会わなければならない。

(提示・説明)

第6条 研究者および主管課は、必要に応じ発注および契約状況の説明をしなければならない。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、総合学術推進機構会議の議を経て学長が行う。

附 則

この内規は、2008年4月1日から実施する。

附 則

この内規は、2008年5月1日から実施する。

附 則

この内規は、2012年4月1日から実施する。

附 則

この内規は、2018年4月1日から実施する。

附 則

この内規は、2021年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

(R3. 4. 1) 研究費における物品調達に関する内規(平成20年3月24日制定第2153号)

(H30. 4. 1) 研究費における物品調達に関する内規(平成20年3月24日制定第2153号)

(H24. 4. 1) 研究費における物品調達に関する内規(平成20年3月24日制定第2153号)